

国部整人第297号  
令和元年11月26日

関係業界団体 各位

中部地方整備局長

年末年始等における綱紀の保持の御協力について（依頼）

向寒の候、貴団体にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政の推進にあたり御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当整備局におきましては、職員の綱紀肅正・コンプライアンスの保持の徹底について、国家公務員倫理法及び中部地方整備局発注者綱紀保持規程等に基づき、注意喚起をしているところではありますが、特に、年末年始を控え、改めて、国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むよう、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立の一層の徹底を期すよう指導しております。

貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、併せて、会員の皆様に対しまして本趣旨を改めて周知いただけますよう、改めてお願ひ申し上げます。

なお、カード「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」及びリーフレット「コンプライアンスの保持にご協力ください」を同封いたしましたので、会員各位への周知に御活用頂けますようお願ひ申し上げます。

（以上）

【担当者】

総務部人事課管理係長 西野

Tel : 052-953-8117

Mail : nishino-h85aa@mlit.go.jp

# 事業者（有資格業者）の皆様へ

## コンプライアンスの保持にご協力ください

中部地方整備局では「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めております。

有資格業者の皆様方におかれましては、中部地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 応接ルール等については、これまでにも周知しておりますが、新たに（5）～（7）を追加しておりますのでご承知おきください。

### （1）業者等との応接方法

- ・職員が事業者の皆様と応接するときは、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。

<規程第5条>



### （2）発注事務に係る規程違反の通報窓口

- ・職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報制度を設けております。<規程第6条>

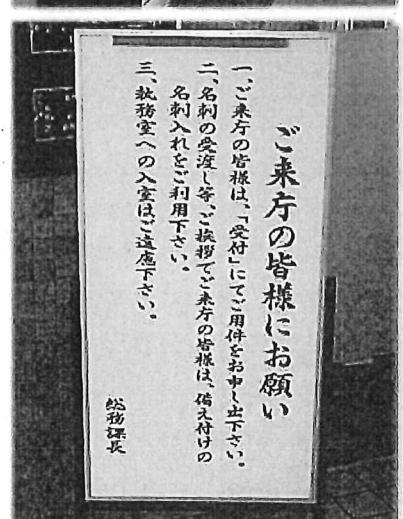


### （3）業者等からの働きかけの対応

- ・発注事務に関して、職員が事業者の皆様から不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、公表することとしています。<規程第14条>

### （4）執務環境の整備

- ・事業者の皆様の執務室への自由な出入りを制限させていただいております。<規程第15条>



### （5）コンプライアンス宣言の掲示

- ・中部地方整備局として二度と不祥事を起こさない信念を持ち、来所者にもご理解いただくため、「コンプライアンス宣言」を行い、庁舎の玄関等へ掲示します。

### （6）飲食に関する届出

- ・管理職員等が事業者等と飲食した場合には、金額に関わりなく相手方の所属・氏名等の届出を義務化します。

### （7）組織的対応の確保

- ・事業者等から職員に対して金品が送られてきた場合等の事後処理方法を職員に指導し、適正に処理できるよう組織的に対応します。

## 2. 受発注者双方が適切な関係を築くためにお願い

- ・事業者との応接ルール等については上記1. のとおりとしております。社内で関係する部署への周知をお願いします。
- ・発注に関わる情報の提供を求めるなど不当な働きかけが起こらないよう各企業内におかれても法令を遵守するためのコンプライアンス体制の構築をお願いします。
- ・また、社内ルールや規定を明確にしたうえで、職員に対する継続的な研修・教育をお願いします。
- ・不正等があった場合にも早急に自己申告できる体制を整備するなど、企業内での内部通報制度の構築等をお願いします。

### ＜問い合わせ先＞

国土交通省 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8119

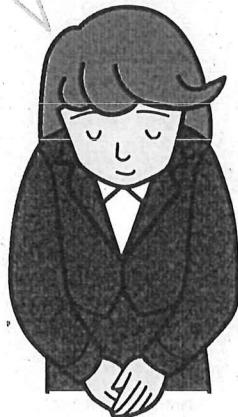
(担当：適正業務管理官)

# 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

## ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。

詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページ(<https://www.jinji.go.jp/rinri/index.html>)を御覧ください。

### 利害関係があるとは…

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者（※）に持っている場合です。

- |              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| ◆ 事業所管       | ◆ 許認可        | ◆ 補助金交付 |
| ◆ 立入検査、監査、監察 | ◆ 不利益処分や行政指導 | ◆ 契約 など |

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は…

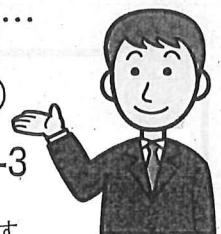
### 公務員倫理ホットライン（国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口）

☎ 03(3581)5344 郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

公務員倫理ホットライン

検索

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が  
不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。  
なお、匿名での通報も可能です。



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和元年11月 国家公務員倫理審査会作成